

## 諫早市立御館山小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」第2条)

### 2 本校のいじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は心身に重大な危機を生じさせる恐れがある。学校はいじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの児童・どの学校でも起こり得るものであり、いじめの問題に全く無関係といえる児童はいない。学校は、全児童をいじめの問題にかかわる対象ととらえる。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が丸となって組織的に対応すべきものである。

### 3 いじめ防止対策委員会

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、いじめ防止対策推進法第22条により設置する。

#### (1) 内容

- 学校教育目標に基づく取組の実施やいじめ根絶のための様々な活動の具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有
- 関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### (2) 構成員

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー 等

必要に応じて、心のケア相談員、児童生徒支援加配教員、特別支援教育補助員、市教育委員会、学校運営協議会委員、主任児童委員、児童民生委員、少年センター、諫早警察署、市児童福祉課、児童相談所、医療関係、法務局 等

#### (3) 会議開催

毎月1回及び随時

#### (4) 事務局

副校長 教頭 生活指導主任 養護教諭

## 4 いじめの未然防止・早期発見の取組

### 1 教職員の取組

- (1) いじめ防止対策推進法の共通理解を図る。
- (2) 不適切な指導がいじめを誘発・助長することがないように、服務規律の徹底と指導力向上のための研修等を実施する。
- (3) 年度当初に行う担任間の引継ぎだけでなく、幼小及び小中の引継ぎ等でも努めて情報を収集することで学級編成の参考にし、子ども同士の関係の把握や指導に生かす。
- (4) 6月に「みたちっ子の心を見つめる週間」を設定し、以下の取組を行う。
  - ・全学級、道徳授業を公開することを通して、保護者に生命及び人権尊重の理念に基づくいじめ根絶に向けた学校の姿勢の理解を図る。
  - ・全校朝会の場において、生徒指導担当を中心に、「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」という意識を喚起できるようにするための講話を行う。また、講話後、各学級において、子どもの発達段階に応じた事後指導を行う。
  - ・週間中の本校の取組について、地域の方も自由に来校できるようにする。
- (5) 日ごろより、通信等において、学級の様子や学校の取組を保護者に伝え、共通理解して子どもの指導に当たれるようにする。
- (6) 12月上旬に「校内人権週間」を設定し、全学級において人権意識啓発に向けた話合いの場を設ける。
- (7) 12月10日の「人権デー」の週には、児童集会の場を設けることで、子どもが主体的に人権意識の啓発を図ることができるようになる。
- (8) 年間2回、いじめに関するアンケート調査を実施し、集約後、個人面談等の迅速な対応を行う。
- (9) 「わかる・できる」授業づくりに努め、児童の学力向上を図る。また、児童一人一人が充実感や満足感を抱く授業を展開し、自己肯定感を高める。
- (10) 道徳科についての理解の推進と道徳授業の充実を図る。
- (11) 異学年交流及び特別支援学校との交流を充実させ、思いやりの心を育む。
- (12) 情報モラル教育を充実させ、ネットトラブルへの理解とメディアへの正しいかかわり方を身に付けさせる。
- (13) 保護者や友達、教職員に相談できにくい場合には、スクールカウンセラーへの相談や外部機関に電話で相談する方法もあるということを周知する。
- (14) いじめの行為が犯罪として取り扱うべきものや児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるものと判断できる場合は、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとることがあることを、児童及び家庭へ機会をとらえて周知する。

### 2 子どもの取組

- (1) 「人権デー」における児童集会において、人権意識の啓発を行うための催しを行う。
- (2) どんな行為がいじめになるのかを話し合うことで、いじめに関しての認識を深め、いじめを根絶しようという態度をとれるようにする。

### 3 保護者の取組

- (1) 学校だよりや通信の文書、PTA活動における講和等で、いじめ問題が話題にあがったときには、家庭でもそれについて話し合う機会を設け、いじめ根絶に向けて一体となって取り組めるようにする。
- (2) PTA主催となって、いじめ根絶のための取組を企画し実践していく。
- (3) 子どもの気になる様子について、積極的に学校と連絡を行い、日頃から保護者間でいじめ防止に向けた関係づくりに努める。

## 5 相談体制の整備

- (1) 学級集団の構成、学級の成果や課題・問題点等、子ども情報交換会の報告や観察による共通理解を図る。
- (2) 個人面談・いじめアンケート調査後に学級担任により、教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- (3) 心のケア相談員やスクールカウンセラー等とかかわる場を設定し、教育相談の充実を努める。
- (4) 諫早市少年センターや各種施設等の存在について保護者を含め広く周知する。

## 6 いじめに対する措置

### 1 教職員の取組

- (1) 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、事情を聞く。
- (2) 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、少しでも疑いがある行為には早い段階からの確にかかわりをもつようにする。その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- (3) いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- (4) いじめられている子どもから、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。
- (5) いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校はいじめ防止対策委員会を中心にして組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者に伝え、継続的な助言を行う。
- (6) 子どもにアンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞り込みを行う。
- (7) はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを阻止する「仲裁者」が現れるよう、あるいはだれかに相談する勇氣をもつよう指導する。そして、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- (8) いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ再発防止に向けた必要な指導を行う。
- (9) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直接削除したり、管理者に相談して削除を求めたりする措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

## 2 子どもの取組

- (1) いじめられたり、いじめを見たりした場合には、保護者や教職員に早めに相談する。
- (2) 保護者や友達、教職員に相談できにくい場合には、スクールカウンセラーへの相談や外部機関に電話で相談する方法等を利用し、専門家に直接相談してアドバイスを受けるようにする。

## 3 保護者の取組

- (1) 日頃より、言動や持ち物の状態などを通して子どもの観察に努め、気になることがあった場合は、教職員と連絡帳や電話でこまめに情報をやり取りする。
- (2) 専門的な見地からのアドバイスを聞きたい場合には、教育委員会は配置するスクールカウンセラー等へ直接相談してアドバイスを受けるようにする。
- (3) 自分の子どもでなくても気になることがあったら、他の保護者や学校、関係機関等に相談する。

## 7 重大事態への対処

「重大事態」とは…「いじめ防止対策推進法」では、次のように位置付けている。

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号） ※相当の期間・・・目安30日

### (1) 調査を要する重大事態の例

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ③その他の場合

### (2) 重大事態の報告

- ・ 重大事態は発生した場合、校長は、ただちに諫早市教育委員会を通じて教育長・市長に報告する。
- ・ 児童、保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断にかかわらず報告する。
- ・ 諫早市教育委員会と協議の上、当該事案をいじめ対策委員会で対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、諫早市教育委員会との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 報道機関へは、事実のみを知らせる。

## 8 公表・点検・評価等

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページ等で公表する。
- (2) いじめ事案への取組の評価・分析を実施する。
- (3) 学校いじめ防止基本方針の見直しを実施し、改訂した場合は、速やかに公表する。

## 9 その他

「諫早市立御館山小学校いじめ防止基本方針」に示される必要な事項については、校内いじめ防止対策委員会が中心となり、校内で十分に検討し、校長の責任において定める。